



せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



この「しおり」は、せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度のしくみやしんせい てつづ 申請の手続きについてせつめい 説明した
ものです。わからないことやご相談のある方は、そうだん きがる お気軽に生活支援課におたずねください。

あげおしふくしじむしょ あげおしけんこうふくしふせいかつしえんか
上尾市福祉事務所（上尾市健康福祉部生活支援課）

れいわ ねん がつかいてい
令和7年6月改訂

もくじ 目 次

1. **生活保護とは**……………1ページ
2. **生活保護申請手続きの流れ**……………1ページ
3. **生活保護のしくみ**……………2ページ
4. **生活保護が始まつたら**……………5ページ
5. **生活保護費の返還と不正受給について**…10ページ
6. **病院にかかるとき**……………11ページ
7. **子どもの学習支援について**……………12ページ
8. **健康支援について**……………13ページ

せいかつ ほ ご 生活保護とは

生活保護は、憲法第25条（生存権保障）の理念に基づき、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。生活保護の申請は、国民の権利です。ためらわずにご相談ください。



せいかつ ほ ご しんせいてつづ 生活保護申請手続きの流れ

そうだん 相談

生活保護の相談は、市役所（生活支援課）が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明を行ないます。また、電話相談もできます。
[相談受付時間]月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで

しんせいてつづ 申請手続き

生活保護を申請する意思のある方は、申請書および調査にあたって必要な書類（収入申告書、資産申告書、同意書など）を提出してください。生活保護は本人、家族またはその他の同居する親族の申請により開始されます。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくとも保護を開始することがあります。

ちょうさ 調査

申請すると、原則1週間以内に調査担当員（ケースワーカー）が家庭訪問を行ないます。生活状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。また、生活保護決定後も、定期的に生活保護を受けるための要件などの調査を行ないます。なお、調査内容が他人に漏れることはありません。

けってい 決定

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか書面でお知らせします。
決定事項に疑問があるとき⇒P6 「●権利として保障されること」をご覧ください。

※生活保護が受けられるかどうかは、申請のあった日から原則14日以内（調査に時間を見たときは最長30日まで）に通知します。

生活保護のしくみ

●調査で確認すること

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他のあらゆるものを見つめ、生活の維持のために活用することが前提となります。このため、次の（1）～（4）の各項目について、調査で確認させていただきます。

(1) 資産の活用について

① 保有する現金、預貯金は生活費に充ててください。



② 高価な貴金属、有価証券などは売却し、生活費に充ててください。

③ 生命保険に加入している場合は、原則として解約し、その返戻金を活用していましたが、必要があります。ただし、掛け金が少額で貯蓄性がなく、解約返戻金などが一定額以下の場合は、解約しなくてもよい場合があります。

④ 自動車、バイク（一定の要件を満たした125cc以下を除く）の保有および運転（他人名義のものを含む）は原則として認められません。

ただし、一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の収束後に収入が増加すると認められるときには、求職にも用いる通勤用自動車や、自営用の資産の保有について、柔軟な運用を行うことができます。

⑤ 土地・家屋（不動産）も活用することが前提です。

※ただし、居住用の不動産は、処分価値と利用価値を勘案した結果、保有を認めることがあります。

※高齢者のみの世帯で、所有する不動産が一定価値以上ある場合には、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の貸付制度を活用してください。

（2）能力の活用について

はたら 働くことができる方は、その能力に応じて働くことで収入を得る努力をしてください。必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。病気や障害により働くことが難しい方には、医師などの意見を参考にして、その方に合った支援をしています。

（3）生活保護制度以外の活用について

おや 親、兄弟姉妹、子どもなどから援助を受けることができる場合は、保護に優先します。必要に応じ、ご親族に対し、援助の可否について照会を行うことがあります。ただし、家庭内暴力の被害を受けた場合や長期間音信不通であるなど、やむを得ない状態にあり、援助が期待できないと認められる場合は、照会を見合わせます。また、年金や各種手当など、他の制度で受けられるものがあれば、生活保護に優先して受けることになります。

例：公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険や障害福祉サービスなど

※扶養照会については別紙1参照



●生活保護の審査について

生活保護は、最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が最低生活費の額に満たない（不足する）場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。保護は世帯を単位として行います。同一の住居に居住し、生計を一にしている方は、原則として同じ世帯となります。

最低生活費とは

国が定める生活保護基準とともに、世帯の状況に応じて計算された額です。

収入とは

世帯員が働いて得た収入、年金や各種手当、ご親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入などになります。

■生活保護を受けることができる場合

収入が最低生活費を下回る場合は、不足分が支給されます。

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）

収入（就労収入、年金、各種手当、仕送りなど）

各種控除



この部分が生活保護費として支給されます

■生活保護を受けることができない場合

収入が最低生活費を上回る場合、保護は受けられません。または受けられなくなります。

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）

収入（就労収入、年金、各種手当、仕送りなど）
超過額

各種控除

※控除 ⇒ 収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

せいかつほ ご はじ 生活保護が始まつたら

せいかつほ ご けってい かた たんとう じりつ む しえん おこな
生活保護が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

●生活保護を利用する方は生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

1 生活扶助

しょくひ すいどうこうねつひ いふく にちじょう く ひょう ねんれい
食費、水道光熱費、衣服など日常の暮らしのための費用を年齢、
せたい にんずう さんてい
世帯の人数などで算定されます。



2 住宅扶助

やちん ちだい ひょう しきゅう
家賃、地代などの費用を支給します。



3 教育扶助

がくようひん きょうざいひ きゅうしょくひ ぎ む きょういく ひょう しきゅう
学用品、教材費、給食費など義務教育のための費用を支給します。



4 医療扶助

びょうき びょういん やっきょく ひょう ほけんしんりょうはんない
病気やけがのため病院、薬局にかかる費用は保険診療範囲内であれば、
げんそくじ こふたん はっせい ちりょうざいりょう しきゅう
原則自己負担は発生しません。また、コルセットなどの治療材料などを支給します。



5 介護扶助

かいごにんてい う かた かいご う さい
介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の
じこふたん げんそくはっせい
自己負担は、原則発生しません。



6 出産扶助

しゅつさん ひょう しきゅう
出産にかかる費用を支給します。



7 生業扶助

しごと つ ぎのう しかくしゅうとく ひょう しきゅう
仕事に就くための技能、資格習得のための費用、
こうとうがっこうしうがく ひょう しきゅう
また、高等学校就学のための費用などを支給します。



8 葬祭扶助

せたいいん な さい ひつよう そ ぎ ひよう しきゅう
世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、支給します。

なお、特別の需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

■ 加算の例：妊娠婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算など

■ 一時扶助の例：被服費、家具什器費（詳細は別紙2参照）、入学準備金など

■ 就労自立給付金

あんてい しょくぎょう つ せいかつほ ご ひつよう かた
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に
しきゅう ばあい いってい ようけん がいとう かた かぎ
支給できる場合があります。ただし、一定の要件に該当する方に限りります。

■ 進学準備給付金

せいかつほ ご せたい こ だいがく せんもんがっこう しんがく さい しきゅう
生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校などに進学する際に支給されます。

●生活保護費の支払い

① 毎月の生活保護費

保護費は、毎月5日の午後に、現金、または指定された口座への振込みにより支給します。（5日が土曜・日曜・祝祭日に当たるときは、その前日になります。）

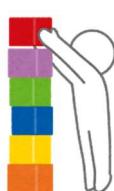
※現金支給の人は、支給日の午後1時30分から午後4時までの間に、認印をお持ちのうえ、生活支援課窓口にお越しください。

② 臨時の生活保護費

住居の契約更新料や通学定期代など、臨時に必要となる一時的な生活

保護費については、臨時に支給することもあります。

※生活保護受給中は、申請によって減額または免除受けることができます。



- N H K放送受信料
- 市県民税、固定資産税
- 国民年金保険料
- 住民票などの交付手数料（受給証を持参してください。また、代理人が申請する場合は、委任状が必要となります。）
- 自立支援医療の上限負担額の変更など

※詳細については担当ケースワーカーに確認してください。

●権利として保障されること

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。
- ② 生活保護費など生活保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ 生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または廃止の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。（外国籍の人は、できません。）

●あなたの義務

◎生活上の義務 (生活保護法 第60条)



1. 常に能力に応じて仕事にはげみ、増収に努めてください。

①毎月 収入申告をしてください。その際、必ず給与明細書の写しを添付してください。

②賞与や臨時収入があったときも、忘れずに収入申告してください。

③求職活動をされている方は、毎月「求職活動状況報告書」を提出してください。



2. 賭けごとや飲酒をやめるなど生活費の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。

3. 病気やけがの人は、医師の意見に従って、早く元気なからだになるよう療養してください。

4. 保護を受けているときは、お金の借り入れはできません。

(生活保護上、借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど)は、原則収入認定となり、償還金は必要経費として控除されないので、現実に借り入れる利点はありません。また、年金証書を担保に銀行などからお金を借りることは、できません。)

5. 家賃、電気・ガスなどの公共料金、学校給食費など決められた支払いは守ってください。



《生活保護法》

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

◎届け出の義務 (生活保護法 第61条)

次のような場合は、必ず届け出してください。

生活保護は、あなたの届け出をもとに決定されます。必要な届け出がなされた場合や不正な届け出がなされた場合は、保護の停止・廃止など、あなたの不利益になる場合がありますので、十分注意してください。

1. 住所を変えようとするとき

2. 家族や家族構成に何らかの変更があるとき

(出産、死亡、転入・転出、進学・卒業・転校・休学、結婚・離婚など。

大学（専修学校・各種学校の一部を含む）での就学が、世帯の自立助長の観点から特に効果的と認められれば、世帯分離できる場合があります。）



3. 家族の誰かが働くようになったり、仕事を辞めたりしたとき

4. 家族の誰かに何らかの収入があったとき (収入申告)

収入があったときは、額の多少にかかわらず必ず申告してください。

○就労収入 (給与・賞与など)

働いている人は、毎月の給与明細書の写しを必ず提出してください。

高校生がアルバイトで得た収入も、必ず申告してください。

○年金・恩給・手当など

市県民税・所得税・国民健康保険税・介護保険料などの還付金、高額

療養費・ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の還付金など

○臨時収入 (補償金・慰謝料・保険金・仕送りなど)

5. 資産を売却したとき (土地・家屋、その他高価なもの)

6. 家族の誰かが医療機関に受診したり、入院したり、退院したとき

7. 家賃、地代、間代が変わったとき

8. 事故にあったとき (交通事故・仕事中の事故など)

9. 健康保険 (勤め先の保険) が使えるようになったとき、使えなくなったとき

10. その他、生活状態が変わったとき

◆海外に渡航する場合は、事前の届出および帰国後の届出をしてください。



正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

■就労収入に対する控除

基礎控除：就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

未成年者控除：未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

その他の必要経費：社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

■高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない場合があります。

※その他、自立更生のための費用と認められたものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する際に相談してください。



◎指示等に従う義務（生活保護法 第27条、第62条）

1. あなたからの相談にのり、正しい保護をするために、担当職員が定期的および必要に応じ家庭訪問を行い、生活状況や家庭の様子などをお聞きします。

2. 担当職員から、あなたの生活の維持・向上、その他保護の目的達成に必要な指導または指示を受けたときは、真摯に受け止め、従ってください。

《生活保護法》

第27条（抄）保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

第62条（抄）被保護者は、保護の実施機関が（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

せいかつほ ご ひ へんかん ふせいじゅきゅう 生活保護費の返還と不正受給について

●生活保護費の返還について

さしつけた事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合は、すでに支給された生活保護費(医療費や介護費を含む)を速やかに返還していただくことになります。たとえば次のような場合です。

- ① 不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
- ② 生命保険などの保険金などを受けとったとき。
- ③ 各種の年金、手当を遡って受けとったとき。
- ④ 交通事故などで示談金、補償金などを受けとったとき。

«生活保護法»

だいじょうひほぎや きゆうはくばあいとう
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

●不正受給をした場合

じじつちがいしんこく しゅうゆうゆうしんこくぎむおこた
事実と違う申告をしたり、収入申告義務を怠るなどして、生活保護を受けたときは、支給額の全部又は一部を徴収します。不正な手段により保護を受けた場合には、法律によって処罰があります。(生活保護法第78条、第85条)

«生活保護法»

だいじょうふじつしんせいたふせいしゅだんほごうまたたにん
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものほごひしべんとどうふけんまたしちょうそんちょうひようぜんぶまた
があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。(第2項以下、省略)

だいじょうふじつしんせいたふせいしゅだんほごうまたたにん
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものは、3年以下の拘禁又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。(第2項省略)

びょういん 病院にかかるとき



受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください

病院にかかるときは、「医療券」もしくは「調剤券」が必要となります。
「医療券」などは市役所(生活支援課)窓口にて交付します。

- ① 同じ病気やけがで、2つ以上の病院・診療所、薬局にからないようにしてください。
- ② 入院および退院をしたときは、担当職員に連絡してください。
- ③ 医師・薬剤師の指導に従い、治療に努めてください。自分勝手に治療を中止したり、転院したりしないでください。
- ④ 緊急に受診が必要な場合は、受診後、すみやかに担当職員に連絡して「医療券」の交付を受けてください。
- ⑤ 生活保護法指定医でない医療機関で治療を受けたときには、医療費の実費を払わなければならぬことがあります。事前に担当職員に確認してください。
- ⑥ 移送費(通院交通費)は実費が支給されます。申請時には「保護変更申請書」と「領収書(の写し)」を提出してください。ただし、タクシー代については、主治医による要否意見書が必要になりますので、事前に担当職員に相談してください。
- ⑦ コルセットなどの、治療に要するものが必要なときには、購入前に担当職員に相談してください。
- ⑧ 社会保険加入者(勤務先の会社などで出している健康保険証をお持ちの人)は、生活保護を受けながらその保険証が使えます。担当職員にお知らせください。
- ⑨ 柔道整復(緊急時を除く)、あん摩・マッサージ、はり・きゅうなどの施術を受ける場合は、医師の意見書が必要な場合があります。事前に担当職員に相談ください。
- ⑩ 後発医薬品(ジェネリック)の使用促進について、ご理解・ご協力をお願いいいたします。使用中の薬がある人は、後発医薬品への切り替えが可能かどうか、かかりつけの医師や薬剤師に相談ください。



子どもの学習支援について

上尾市では、生活保護世帯や生活困窮世帯を対象に、基礎学力の向上や高校進学、高校中退防止、他者との交流ができる社会的な居場所の確保を目的として、市内の福祉施設などを利用し、無料の学習教室を開催しています。

学習は少人数制で行っており、家庭訪問や電話などで保護者の相談支援も行っています。対象者は、小学5・6年生、中学生および高校生となります。参加を希望される方は、担当ケースワーカーにお申し出ください。

健康支援について

上尾市では、皆さんの健康を支援するために、次のことを実施しています。

● 健康相談

生活支援課の保健師が、受診や内服について確認が必要な方を対象に、担当ケースワーカーと相談しながら保健指導や健康相談を行っています。また、生活習慣病や糖尿病の重症化を予防するための個別指導（面接または家庭訪問）も行っています。健康についてご心配がある時は、気軽に相談してください。

● 食に関する支援

野菜の摂取量の増加を目指した調理実習「食生活改善プログラム（大人対象）」や、楽しく調理しながら健康について学ぶ「食育支援プログラム（子ども対象）」を参加費無料で実施しています。

● 各種健康診断

無料の健康診断(一般健康診査)をはじめ、各種がん検診、歯科検診などの受診が
可能です。ぜひ活用してください。

なお、健診に関しての詳細は、上尾市健康カレンダーをご覧ください。



別紙 1

<扶養照会について>

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会は行いませんので、お申し出ください。

(扶養義務の履行が期待できない方の例)

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期間入院中の方
- ・概ね 70 歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ・特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- ・交流が断絶している方（例えば 10 年程度音信不通など）

(扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例)

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

別紙 2

〈家具什器費によるエアコンの購入について〉



生活保護世帯のエアコンの設置について、生活保護開始時や長期入院・入所後の退

院・退所時、火災等の罹災時に持ち合わせない等、一定の要件に該当する場合、家具什器費として購入費を支給しています。

一方で、エアコンの買い替え費用について、現行制度では、保護費のやり繰りにより、計画的に購入していただくものとなっています。



しかし、故障等でエアコンの使用が困難で、尚且つ、買い替えの費用が貯えない場合については、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付制度を案内しています。





あげおし けんこうふくしふ せいいかつしえんか
上尾市 健康福祉部 生活支援課

〒362-8501 あげおしほんちょう ちょうめ ばん ごう
上尾市本町三丁目1番1号

でんわ 電話：048-775-5119 (直通)

FAX：048-776-8872

E mail：s171500@city.ageo.lg.jp

あなたの担当職員（ケースワーカー）は_____です。